

梅光学院高等学校学則

第1章 総則

第1条 本校は、キリスト教の信仰に基づく人格の養成を主眼とし、高等学校普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第1条の2 本校は、入学者のうち梅光学院中学校を卒業した者に対して、その中学校における教育を踏まえた併設型中高一貫教育を行う。

第2条 修業年限は、3年とする。

第3条 本校は、普通科と英語科及び音楽科の課程を置き、生徒の定員を次のように定める。

- (1) 普通科 240名
- (2) 英語科 90名
- (3) 音楽科 60名

第2章 教職員

第4条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 教諭
- (4) 養護教諭
- (5) 事務職員

2 前項の教職員のほか、学校医を置き、必要に応じて副校長、助教諭、講師、実習助手、雇員、その他の職員を置くことができる。

3 第1項第3号の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、講師をもって代えることができる。

4 前三項の教職員は、梅光学院中学校と兼務することができる。

第3章 教育課程

第5条 教育課程は、次表のとおりとする。

普通科教育課程

音楽科教育課程

2 毎朝始業前にキリスト教式による礼拝を行う。

3 課外授業は、随時これを定める。

第4章 学年、学期及び休業

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。ただし、学校行事等により、校長が認めた場合、学期期間を変更することができる。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学校行事等により、校長が認めた場合、休業日及び休業期間を変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
- (3) 夏季休業 7月下旬から8月下旬まで
- (4) 冬季休業 12月下旬から1月上旬まで
- (5) 校長が必要と認めた日

第5章 入学、退学、転学、休学及び留学

- 第9条 中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは中学校に準ずる学校の卒業生又は文部科学省令の定めるところによりこれらと同等以上の学力があると認められた者を、入学対象者とする。
- 第10条 入学志願者は、入学願書及び受験料を提出しなければならない。
- 第11条 入学許可は、全ての選考を経て校長が決定する。
- 第12条 入学を許可された者は、住民票記載事項の証明書及び保証人連署の誓約書を提出しなければならない。
- 第13条 他の高等学校及び同程度の学校から転入学又は編入学する場合は、同等の学力があると認められた者に限り、その学校の長の証明書を提出させ、選考のうえ、相当学年に転入又は編入させることがある。
- 第14条 退学又は転学を望む場合には、その事由を詳記して保証人連署で校長に提出して、許可を受けなければならない。
- 第15条 退学者で再入学を願う者があるときは、退学後の経歴如何により選考を経て校長が決定し、相当学年に編入させることがある。
- 第16条 削除
- 第17条 疾病その他の事情で1か月以上欠席する場合は、一定期間内に休学を願い出なければならない。
- 第18条 外国の高等学校に留学を望む場合は、その理由を詳記して校長に提出して、許可を受けなければならない。

第6章 成績の査定及び卒業

- 第19条 生徒の成績は、日常の学習状況及び試験の成績により定める。
- 第20条 出席しなければならない授業日数の3分の1以上欠席した者は、特別な事情がない限り進級できない。
- 第21条 所定の課程を修了した者には、卒業証書(別記様式)を授与する。

第7章 学費

- 第22条 入学を許可された者は、入学金30,000円・施設設備費40,000円・教育充実費80,000円を誓約書に添えて納付しなければならない。
- 第23条 授業料その他の校納金(以下「授業料等」という。)の金額及び支払期日は、次のとおりとする。
- (1) 授業料
 - ア 普通科 月額 35,000円 毎月26日
 - イ 音楽科 月額 45,000円 毎月26日
 - (2) 教育に要した実費 7月、12月及び2月の校長が定める日
- 2 授業料等を納入期日から2か月を超えても納入しない者は、除籍する。
- 3 授業料等を在籍学年内に納入しない者は、進級・卒業できない。
- 4 休学期間中は、第1項の授業料の4分の1及び必要経費を納入しなければならない。
- 5 海外留学を認められた者の留学中の授業料等は、次のとおりとする。
- (1) 在学扱いで、帰国後に進級できる者は、第1項と同額の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。
 - (2) 休学扱いで、帰国後に原級に留まる者は、第1項の授業料及び教育充実費のそれぞれ4分の1を納入しなければならない。
- 第23条の2 既納の学費は、返還しない。ただし、入学を許可された者で、指定の期日までに入学辞退の手続をとった者については、入学金を除き返還することがある。

第8章 表彰及び懲戒

- 第24条 校長は、学業及び学校生活などにおいて他の生徒の模範となる優秀な生徒を表彰することがある。
- 第25条 校長は、生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為があったときは、次により懲戒及び特別な指導を行う。
- (1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

2 前項第3号の退学は、次の各項目の一に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第9章 所管部署

第26条 学則に関する事務は、高等学校事務室が所管する。

第10章 学則の改廃

第27条 学則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則変更は昭和46年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和47年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和48年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和49年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和50年4月1日より実施する。

但し、第5条については昭和50年度入学生より実施する。

附 則

この学則は昭和51年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和52年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和53年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和54年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和55年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和56年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和57年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和58年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和59年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和60年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和61年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和62年4月1日より実施する。

附 則

この学則は昭和63年4月1日より実施する。

附 則

この学則は平成元年4月1日より実施する。

附 則

この学則は平成2年4月1日より実施する。

附 則

この学則は平成3年4月1日より実施する。

附 則

1 この学則は1992年(平成4年)4月1日より実施する。

2 1992年(平成4年)4月1日から1993年(平成5年)3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「570名」とあるのは「650名」と、「120名」とあるのは「40名」とする。

3 1993年(平成5年)4月1日から1994年(平成6年)3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「570名」とあるのは「610名」と、「120名」とあるのは「80名」とする。

附 則

この学則は1993年(平成5年)4月1日より実施する。

附 則

この学則は1994年(平成6年)4月1日より実施する。

附 則

この学則は1995年(平成7年)4月1日より実施する。ただし、第18条については、1994年(平成6年)度入学生より適用する。

附 則

この学則は1996年(平成8年)4月1日より実施する。

附 則

この学則は1997年(平成9年)4月1日より実施する。

附 則

この学則は1998年(平成10年)4月1日より実施する。

附 則

この学則は1999年(平成11年)4月1日より実施する。

附 則

この学則は2000年(平成12年)4月1日より実施する。

附 則

この学則は2002年(平成14年)4月1日から実施する。

附 則

この学則は、2003年(平成15年)4月1日から実施する。

附 則

この学則は、2006年(平成18年)4月1日から実施する。

附 則

この学則は、2007年(平成19年)4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は2010年(平成22年)4月1日から実施する。ただし、第8条第2号については、2010年(平成22年)9月1日から適用する。
- 2 2010年(平成22年)4月1日から2011年(平成23年)3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「240名」とあるのは「460名」、「90名」とあるのは「110名」とする。
- 3 2011年(平成23年)4月1日から2012年(平成24年)3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「240名」とあるのは「350名」、「90名」とあるのは「100名」とする。

附 則

この学則は、2011年(平成23年)4月1日から実施する。

附 則

この学則は、2012年(平成24年)4月1日から施行する。ただし、施行日の前日に在学するものに係る第5条及び第23条の適用は従前の学則による。

附 則

この学則は、2013年(平成25年)4月1日から施行し、2013年(平成25年)度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年(平成27年)4月1日から施行し、2015年(平成27年)度入学生より適用する。ただし、第23条(2)教育充実費の変更については2015年(平成27年)4月1日に在学する生徒より適用する。

附 則

この学則は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2019年(平成31年)4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2020年(令和2年)4月1日から施行し、2020年度(令和2年度)入学生より適応する。ただし、第5条(教育課程表)と第22条・第23条(学費)については、施行日前日までに本校へ在籍している生徒は、卒業日まで前学則を適応する。

附 則

この学則は、2021年(令和3年)4月1日から施行し、2021年度(令和3年度)入学生より適応する。ただし、第5条(教育課程表)と第23条(学費)については、施行日前日までに本校へ在籍している生徒は、卒業日まで前の学則を適応する。

附 則

この学則は、2022年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、2022年(令和4年)4月1日から施行し、2022年度(令和4年度)入学生より適用する。ただし、第5条(教育課程表)については、施行日前までに本校へ在籍している生徒は、卒業日まで入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は、2022年(令和4年)4月1日から施行し、2022年度(令和4年度)入学生より適用する。ただし、第5条(教育課程表)については、施行日前までに本校へ在籍している生徒は、卒業日まで入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は、2023年(令和5年)4月1日から施行し、2023年度(令和5年度)入学生より適用する。ただし、第5条(教育課程表)と第23条(学費)については、施行日前までに本校へ在籍している生徒は、卒業日まで入学時の学則を適用する。

別記様式(第21条関係) 卒業証書